



佐賀県公報

平成16年
2月7日
(月曜日)
第12565号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

公告

- 証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更 (四三・会計課) 一
- 随意契約の相手方等の公示 (情報・業務改革課) 一
- オシロスコープ及び付属品の購入に係る一般競争入札 (新産業課) 二
- ビームモニター及び付属品の購入に係る一般競争入札 () 三
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 五
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 七
- 換地処分 () 七
- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (用度管財課) 七

○告示

●佐賀県告示第四十三号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一條第一項の規定により、証紙売りさばき人の売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十七年二月七日

佐賀県知事 古川 康

○公告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成17年2月7日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課

迎

出

- 1 委託業務名 職員電子申請システム開発実証事業委託
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 4 契約の相手方を決定した日 平成16年12月1日
- 5 契約者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社佐賀電算センター 代表取締役社長 宮地 大治
 - (2) 住所 佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7

| 売りさばき人の氏名又は名称 | 変更事項 | 変更前後 | | 変更年月日 |
|----------------------------|-----------|----------------------------|---------------------|-----------|
| | | 変 | 更 | |
| 財団法人佐賀県警察協会 理事長 御手洗 伸太郎 | 売りさばき所の位置 | 東松浦郡相知町大字長部田一〇八九番地二 番地二 | 東松浦郡相知町大字長部田一〇八九番地二 | 平成一七年一月一日 |
| 財団法人佐賀県警察協会 理事長 御手洗 伸太郎 | 売りさばき所の位置 | 東松浦郡呼子町大字殿ノ浦九七〇番地一 地一 | 唐津市呼子町殿ノ浦九七〇番地一 | 平成一七年一月一日 |

| | |
|---|--|
| <p>6 契約価格 48,426,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課 (2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。 平成17年2月7日 収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達物品の名称及び数量 オシロスコープ及び付属品 一式 (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクログロトロン光研究センター (4) 納入期限 平成17年3月31日 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> | <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。 (2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。 (3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示 (1) 期間 平成17年2月14日まで (2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務 (1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年2月14日16時までに上記2の部局に提出すること。 (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法 (1) 場所 上記2の部局 (2) 期限 平成17年2月18日 17時</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟32号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年2月21日 10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年2月21日 10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> | <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、<u>入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</u></p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年2月7日 収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 ピーモモニター及び付属品 一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクログロトロン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成17年3月31日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話 0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点まで有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成17年2月14日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年2月14日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所</p> | <p>上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年2月18日 17時</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟32号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年2月21日 11時30分</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年2月21日 11時30分</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成17年2月7日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>ウイングシティ 鹿島市大字森字水町80番地 外</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>駐車場の位置及び収容台数</p> <p>(変更前) 建物敷地南西側 107台</p> <p>建物西側 28台</p> <p>建物敷地東側 13台</p> | <p>建物屋上部 213台</p> <p>合計 361台</p> <p>(変更後) 建物敷地南西側 107台</p> <p>建物敷地北側 41台</p> <p>建物屋上部 213台</p> <p>合計 361台</p> <p>イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻</p> <p>(変更前) 午後8時</p> <p>(変更後) 午後9時</p> <p>(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで</p> <p>(変更後) 午前9時30分から午後9時30分まで</p> <p>(ウ) 駐車場の出入口の数及び位置</p> <p>(変更前) 3か所（南西駐車場南側、建物敷地北側及び東側駐車場西側）</p> <p>(変更後) 4か所（建南西駐車場南側、建物敷地北西側、北側駐車場北西側及び南側）</p> <p>(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>(変更前) 午前6時から午後8時まで</p> <p>(変更後) 午前6時から午後11時まで</p> <p>(3) 変更する年月日</p> <p>ア 平成17年8月18日（駐車場の位置及び収容台数）</p> <p>イ 平成16年12月20日（大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）</p> |
|---|--|

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業

を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ウイング

代表取締役 久保川 勲

佐賀県鹿島市大字高津原4015番地1

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

a 株式会社あんぐるふじや

代表取締役 太田尾 昭

佐賀市南佐賀二丁目3番1号

b 株式会社サントドラッグ

代表取締役 財津 達郎

東京都府中市若松町一丁目38番1号

c 株式会社ウイング

代表取締役 久保川 勲

鹿島市大字高津原4015番地1

d 有限会社アメリナイー21

代表取締役 岩本 志郎

福岡県筑紫野市天拝坂二丁目1番21号

e 有限会社はなよし

代表取締役 中村邦子

鹿島市大字高津原4015番地1

f 株式会社フオトラソド

代表取締役 藤田 一郎

佐賀市神野東四丁目13番16号

g 株式会社メディア未来

代表取締役 山田 靖熙

大分市乙津丁1番地18

h 株式会社三喜

代表取締役 八木下 眞司

千葉県柏市中央町2番8号

i 株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市外濶2番38号

j その他未定

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,272平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側(建物東側) 28台

建物北側(建物東側) 16台

合計 44台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側 193.1平方メートル

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側 55.8立方メートル

建物内南側 15.6立方メートル

合計 71.4立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

2 届出年月日

平成16年12月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年2月7日から

平成17年6月6日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するように提出してください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三養基西部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成17年2月7日

佐賀県知事 古川 康

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
|-----|-------|--------------------|-------------|
| 理事 | 矢動丸勝彦 | 三養基郡上峰町大字堤2190番地の1 | 平成16年12月24日 |
| 〃 | 川原 裕文 | 〃 607番地 | 〃 |
| 〃 | 石橋 隆義 | 〃 3327番地 | 〃 |
| 監事 | 堤 清茂 | 〃 2128番地イ | 〃 |

県営土地改良事業（干拓地等農地整備）兵庫南部地区の換地計画に基づき、平成17年1月14日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成17年2月7日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年2月7日

佐賀県知事 古川 康

1 入札に付する物件（土地）の表示及び入札の日程

| 物件番号 | 地目 | 数量(公簿) | 所在地及び名称 | 参考価格(万円) | 入札の日時 |
|------|--------|-------------------------|---------------------------------------|----------|---|
| 1 | 学校用地山林 | 5,203.00 m ² | 唐津市町田字イゲダニ1840番1・1849番5 唐津南高校イゲダニ実習地跡 | 3,540 | 平成17年3月3日(木) 受付：10：30～10：50 入札：11：00～ |

2 入札会場

県庁本館入札室

(3に定める入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、必ず平成17年2月28日(月)までに佐賀県出納局用度管財課公有財産担当に申し込んでください。

4 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上を次により入札時間までに納入してください。

(1) 現金

9 公法上の規制

| 物件番号 | 規制等の内容 |
|------|--|
| 1 | <p>非線引都市計画区域(国道204号バイパス外側より83mまで第2種住居地域、他は用途地域の指定なし) 建ぺい率60%、容積率200% 3,000m²以上の開発にあたっては、都市計画法第29条に基づく許可が必要ですが、現地は接面道路が2mのため、現況では開発が許可されません。</p> <p>現状の敷地の位置は、建築基準法上の道路に接道していません。(建築物の敷地として使用する場合は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項各号又は第2項のいずれかに該当する道路に接する必要があります。ただし、接道の長さは、建築物の用途・規模等により異なります。)</p> <p>―帯は埋蔵文化財の包蔵地(イゲ谷遺跡)に指定されていますので、事前に市教育委員会文化課と協議してください。</p> |

10 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ並びにホームページアドレス

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
 佐賀県出納局用度管財課公有財産担当(電話 0952-25-7192)
 佐賀県のホームページアドレス (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から次の順序で選択してください。

- ・「くらし・安全」→「住まい」→「佐賀県有地(用度管財課)の売却にかかるとる申込み受付のお知らせ」
- ・「入札」→「県有地の売却」→「佐賀県有地(用度管財課)の売却にかかるとる申込み受付のお知らせ」

- (2) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手等(詳細は、10の問い合わせ先に照会してください。)
- なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。
- 6 入札の無効
- 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者
 - (2) 入札に関し不正な行為を行った者
 - (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
 - (5) 一人で2以上の入札をした者
 - (6) 代理人でその資格がないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの
 - (7) 郵送、電信等による入札を行った者
 - (8) その他入札に関する条件に違反した者
- 7 入札の中止
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。
- (1) 入札に参加し、又はこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められたとき。
 - (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。
- 8 その他必要事項
- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。
 - (2) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納入してください。
- なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。